

平成23年

# 海難審判所裁決録索引

(平成23年1月～平成23年12月)

公益財団法人

海難審判・船舶事故調査協会

## 凡例

1. 本冊子は、平成23年海難審判所裁決録に掲載された事件を対象にし、「船名別索引」、「事件種類別発生場所索引」及び「事件種類別原因索引」で構成している。
2. ページ数の前の「高」は第二審裁決で、「海」は海難審判所裁決あることを示す。
3. 略記について
  - (1) 記載されている主たる船種を次のとおり略記した。(あいうえお順(英字・カタカナで始まるものは先頭に置く))

ダイビング船→「ダ」	バージ→「バ」	プレジャーボート→「プ」
モーターボート→「モ」	ヨット→「ヨ」	押船→「押」
貨物船→「貨」	起重機船→「起」	漁船→「漁」
警備艇及び警戒船→「警」	交通船→「交」	作業船→「作」
巡視船及び巡視艇→「巡」	水上オートバイ→「オ」	瀬渡船→「瀬」
台船→「台」	土運船→「土」	はしけ→「舢」
引船→「引」	油送船→「油」	遊覧船→「覧」
遊漁船→「遊」	旅客船→「旅」	練習船→「練」
  - (2) 事件名を次のとおり略記した。(あいうえお順)

火災→「火」	機関損傷→「機」	施設損傷→「損」
死亡→「亡」	浸水→「浸」	遭難→「遭」
沈没→「沈」	転覆→「転」	乗揚→「乗」
負傷→「負」		
4. 「船名別索引」について
  - (1) 「あいうえお順の各部」及び「その他」に分けた。「あいうえお順の各部」では先頭に「カタカナ」あるいは「ひらがな」で始まる船名を置いた。
  - (2) 船名の後の括弧内に事件名中の船種を記載した。
5. 「事件種類別発生場所索引」及び「事件種類別原因索引」において、「引船列」の船種を「列」と略記した。
6. 「事件種類別発生場所索引」について
  - (1) 「衝突事件」及び「その他の事件」に分けた。
  - (2) 事件発生場所の区分は、「平成24年版レポート海難審判(平成24年12月、海難審判所発行)「資料編」の区分を利用した。この場合、
    - ① 関門海峡を「関門港(関門航路)」とした。
    - ② 港則法の港は港則法施行令別表第1の順に掲載した。
    - ③ 港則法の特定港以外の港は「\*」を付した。
  - (3) 「衝突事件」におけるページ数の後の括弧内に、事件名に従って双方の船種又は船種と施設等を掲載し、両者の間に全中点を入れた。
  - (4) 衝突事件中の「施設等との衝突事件」におけるページ数の後の括弧内に、船種と施設等を全中点で結んで表示した。
7. 「事件種類別原因索引」について
  - (1) 「衝突事件」と「衝突事件以外の事件」での原因事項の表示方法では、「衝突事件」を「船舶間の衝突」及び「施設等との衝突」に分け、更に「船舶間の衝突」を「見張り関係」及び「航法関係」に分けた。

(2) 「衝突事件」の原因事項及び船種等の表示について

① 「船舶間の衝突」では、

ア 「見張り関係」においては、原因事項をあいうえお順に配列し、船種等は双方の船舶が同一原因事項である場合、双方の船種をページ数の後の括弧内に、全中点を挟んで表示した。

イ 「航法関係」においては、航法規定は海上衝突予防法、港則法及び海上交通安全法の順に各条文に準拠して分類したうえ、双方の原因事項を括弧内に、全中点を挟んで表示し、船種等は双方の船種をページ数の後の括弧内に全中点を挟んで表示した。

② 「施設等との衝突」では、原因事項をあいうえお順に配列し、船種と施設等又は双方の船種をページ数の後の括弧内に、全中点を挟んで表示した。

(3) 「衝突事件以外の事件」では、事件名別に原因事項をあいうえお順で配列した(カタカナあるいはひらがなで始まるものは先頭に置く)。

以上

# 平成23年海難審判所裁決録索引

## 目次

	ページ
1 船名別索引	1
① あいうえお順	1
② その他	5
2 事件種別発生場所索引	6
① 衝突事件	6
② その他の事件	9
3 事件種別原因索引	12
① 衝突事件	12
船舶間の衝突	12
「見張り関係」	12
「航法関係」	14
施設等との衝突	18
② 乗揚事件	19
③ 遭難（沈没を含む）事件	20
④ 転覆事件	20
⑤ 火災事件	20
⑥ 機関損傷事件	20
⑦ 死傷（行方不明を含む）事件	21
⑧ 施設損傷事件	21
⑨ 浸水事件	22
⑩ 運航阻害事件	22